令和７年12月1日

令和６年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領について（お知らせ）

平成27年４月１日に施行された「子ども・子育て支援制度」では、「施設型給付」が創設されました。

施設型給付は、教育・保育給付認定を受けた子どもが保育所・認定こども園などを利用する場合に、その経費に対して給付費が支給されるものです。

本来、保護者の皆様が給付を受けて施設に支払うことを基礎とされていますが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、法律の規定により施設が直接受領（法定代理受領）し、その額を保護者の皆様に通知することになっています。

つきましては、当園が法定代理受領した額等を次のとおりお知らせします。

※このお知らせは実績を報告するものであり、これに基づいた保護者の皆様への給付や追加徴収などはありません。

認定区分	年齢区分	施設型給付費※1	利用者負担額※1（市基準保育料）	年間延べ児童数	子ども１人当たり給付費等（月額）※2
教育認定	4・5歳児	2823万4420円		132人	213,897円 ※平均額
	3歳児（満3歳児含む）	1187万3230円		48人	247,359円 ※平均額
保育認定	4・5歳児	2660万6880円		390人	68,223円 ※平均額
	3歳児	2161万8600円		251人	86,130円 ※平均額
	0・1・2歳児	8242万2440円	1210万4360円	551人	149,587円 ※平均額

※1　令和６年度決算に基づく額です。
※2　決算額を教育・保育給付認定を受けた児童数で除して得た平均額です。